

平成29年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

平成29年12月12日(火曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第49号議案から第62号議案まで、第5号報告及び第6号報告並びに報第12号質疑
委員会付託（ただし、報第12号を除く。）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

1 番 安 達 かずみ
2 番 中 尾 勉
3 番 黒 田 健 一
4 番 甲 斐 明 美
5 番 井ノ口 憲 治
6 番 阿 部 輝 之
7 番 土 谷 信 也
8 番 近 藤 紀 男
9 番 成 重 博 文
10 番 安 達 隆
11 番 松 本 博 彰
12 番 河 野 徳 久
13 番 安 東 正 洋
14 番 北 崎 安 行
15 番 河 野 正 春
16 番 山 本 博 文
17 番 菅 健 雄
18 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 水 江 和 徳
総括主幹兼庶務係長 次郎丸 浩 一
議事係 長 板 井 保 明
主 査 小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫
副 市 長 堤 隆

総務課 長 佐 藤 之 則
財政課 長 飯 沼 憲 一
企画情報課 長 藤 重 深 雪
地域活力創造課 長 川 口 達 也
税務課 長 近 藤 幸 一
市民課 長 都 甲 賢 治
保険年金課 長 丸山野 幸 政
社会福祉課 長 植 田 克 己
子育て・健康推進課 長 安 田 祐 一
ウェルネス推進課 長 伊 南 富 士 子
人権・同和対策課 長 清 水 栄 二
環境課 長 後 藤 史 明
商工観光課 長 河 野 真 一
農業ブランド推進課 長 藤 原 博 文
耕地林業課 長 後 藤 洋 治
建設課 長 永 松 史 年
上下水道課 長 早 尻 真 一
会計管理者兼会計課 長 尾 形 稔
地域総務二課長兼水産・地域産業課 長
消 防 長 大 力 雅 昭
総務課 課長補佐兼秘書係 長 宗 高 徳
総務課 課長補佐 都 甲 さおり
総務課 総務法規防災係 長 近 藤 毅
教育委員会
教 育 長 河 野 潔
教育庁総務課長兼地域総務一課 長
教育庁学校教育課 長 安 藤 隆 治
教育庁文化財室 長 小 川 匡
農業委員会事務局 長 板 井 浩
選挙管理委員会・監査委員事務局 長 佐々木 真 治
土 谷 恒 男

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（安達 隆君） 日程第1、第49号議案から第62号議案まで、第5号報告及び第6号報告並びに報第12号を一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、4番、甲斐明美君、5番、井ノ口憲治君及び18番、大石忠昭君から資料要

12月12日

求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により、18番、大石忠昭君の発言を許します。18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

通告に従いまして議案質疑を行います。

最初は、第49号議案一般会計の補正予算であります。

私は、総務委員でもありますので、総務委員会に付託されて、そこで審議する以外のことについて、質疑をお伺いしたいと思うんです。

この補正予算では、2つのことで質疑をいたします。

1つは、これもう前の永松市長時代からの事業で、45歳以下の若者が市内で新たに企業を起こす場合、その資金として50万円、移住者が高田で新たに企業を起こす場合に75万円、あるいは、これから移住予定の人に75万円というチャレンジ支援事業がありますが、今回、永松市長の当初予算では、150万円予算提案しておりましたが、佐々木市長にかわりまして、6月、9月、今回12月と3回連続補正予算であります。

ということは、予定した以上にそういう若い人や移住者が、新たに企業を立ち上げていくと、豊後高田にとっては大変未来が開けるうれしい話だと思うんですけども、合計しましたら、今年度1,000万円をちょっと超える1,023万円になるんですかね、この辺でこれまでの実績や今後のこういう企業を立ち上げることによっての、いろいろ効果があると思うんですけども、そういう点、市民にとってどうなのか説明してもらえたらと思います。

2つ目は、これは、企業立地を促進するために、市は新たに条例をつくりました。これも前の市長時代ですけれども、よそに比べては、その条例は遅かったんですけども、今年度の累計で約1億6,300万円になりますし、今回2,400万円が提案されているんですけども、この奨励金が確か4種類、5種類ほどあったと思うんですけども、この奨励金1億6,300万円今年度交付することによって、正規社員の地元採用など、経済効果をどう見るか、いろいろ条件がありますんで、必ず地元雇用ということになっている、正規社員で雇うことになっておりますけれど、そういう効果をどう見込まれるのか、説明してもら

いたいと思います。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 第49号議案商工業振興事業についての議案質疑にお答えいたします。

初めに、起業チャレンジ支援事業についてでございますが、この事業は、45歳以下の創業者を対象にした起業チャレンジ若者支援と、移住者を対象にいたしました起業チャレンジウエルカム支援の大きく2つに区分されまして、さらに本年度から県の創業支援事業が別枠で始まりました。

本年度の実績についてでございますが、10月末現在での状況を申し上げますと、若者支援事業で2件、ウエルカム支援事業で7件、県の創業支援で3件が支払い、もしくは交付決定済みでありまして、今後、移住者を対象としたウエルカム支援事業について、5件を予定しているところでございます。その効果でございますが、商店街振興を初め、地域の活性化が期待されるところでございます。

次に、企業立地奨励金の事業効果についてでございますが、まず直接的な効果といたしましては、工場等の建設に係ります地元建設関係事業者への発注、従業員の雇用拡大による定住人口の増加、そして固定資産税、住民税の増加が見込まれますとともに、間接的な効果といたしまして、施設設備の保守や消耗品等の購入及び飲食の需要拡大などによる地域経済の振興が見込まれます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 最初の起業チャレンジ支援事業についてですが、今、実績、予定について説明がありました。若者支援について、今後は2件予定しているということなんですけれども、これは最高額が50万円です。その若者は市内の居住者ということが規定されておりますけれども、家業を継いだ形で独立して企業を起こす、新たに起こしていくということなんか、あるいは、サラリーマンなど、他の転種から新しく事業を起こしていくということなのか、事業種はどういうことなのか。

それから、ウエルカム支援事業については、これは移住者で75万円という補助なんですけれども、これは、実際のこれまで移住してきている人と、これからの予定者が対象になるという要綱になっておりますけれども、それを含めていたらどちらなのか、それからどういう業種なのか。

いろいろ市政について研究されている方から電

話がありまして、いろいろ移住してくる方については、勉強している方が多くて、どこどこに行けば、どういう補助事業があると、よしそれをもらうかと、それで、何年かしたら、次のところを探していくという方もおるんだから、本当に補助金を交付する以上は、長年高田に定住してもらおうような形に、そういう業種で補助金を出して、それで、事業を成功して、高田に残ってもらうという方法が一番いいんだがと、私も思うんです。

これまでの経験でも、補助金出したけどもいなくなった、あるいは、もう廃業したという方もおるやに聞いていますんで、今後、佐々木市長になったら、これだけ、年間約1,000万円ですけども、今年度から、広瀬知事も新たな事業で、県内移住で高田に見えた場合には100万円出すという新しい事業をつくりまして、これは補正予算にでてないけどね。

一言でいうならば、補助金、私たちが賛成しますけれども、それが、本当に永住していく若い人たちも、よし、さらに規模を拡大していくような形で、中小企業振興条例などもつくっておりますので、業者支援もしていただきたいと思いますが、その辺のそういう期待を持っていらっしゃるかどうか、ぜひ期待どおりになってもらいたいと思うんですけれども、見解を求めます。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) それでは、起業チャレンジにかかります再質疑にお答えいたします。

まず、若者支援の業種についてでございますが、先程申し上げましたように、若者支援につきましては、2件ありまして、業種は、1つが建設工事業、そしてもう一つが輸入雑貨販売、という2つの業種でございます。

ウエルカムの今後の業種の見通しですが、飲食業、雑貨販売、コーヒーショップ、ハンドメイド家具、その他、これはまだはっきり予定はありませんが、ナミヤ雑貨店の分も予備としまして、あそこも創業支援施設でございますので、それを含めたものが、今後の予定となっております。

ちなみに、本年度の実績を全部トータルで業種申上げますと、飲食関係が現在6件、エステマッサージ関係が6件、雑貨関係で2件、その他、先程申し上げましたように、衣料とか建設関係含まれている、というような状況でございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 商店街での事業のようですけども、先程質問しましたように、今後、定着してもらって、さらに事業が反映できるように、市としても指導もあるし、いろんな形で援助もしてもらいたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 起業チャレンジに関しましては、市だけではありませんで、商工会議所、商工会、また、金融機関、そういった関係者との創業計画というのも立てまして、そして審査をした後、補助するというような形をとっております。

補助決定後も、販売とか、仕入れルートのあっせんとか、空き店舗の紹介、そういったトータルで多面的な支援をして、安定的に運営ができるような支援体制をとっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 次は、2つ目の企業立地の推進奨励金についてであります。今回の予算は2,420万1,000円となっておりますけれども、実際は、当初予算で組んだ予算が一部減額するということを差し引いた額になっているようであります。

それで聞きたいのは、計画変更で、奨励金を1,555万9,000円減額する、この内容ですね。これは、今回は減額するけれど、来年以降先送りするというのか、それとも、計画とかそのものを縮小して、予定どおりいかないということになるのか、その辺もあわせて、その分が浮いて、今回は補正額がこれになっているけれど、事業費はもっと大きいわけですね。

今回の設備投資で8,300万円、4社の内訳で、これは企業名が公表できなければ、ABCでもいいですけども、どのくらいのものなのか。用地取得についても、用地取得は1社なんですけれども、4社との関係で、設備投資と用地取得がだぶっているから1社しかないというけども、ABCの中でどれかいうことわかるようにね。

それから、雇用促進分として、1人正社員地元雇用すれば、30万円ということで組まれているんですけども、それも設備投資4社との関係で、どこが何人という説明をしてもらいたい。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) それでは、企業立地促進奨励金にかかります再質疑にお答えいたしたいと思っております。

まず、変更の理由についてでございますが、予定

12月12日

していた企業様の設備の投資計画が変わったのと、もう一つは、理由としましては、所有が対象事業ではなくて、本社所有ということで対象外となった、そういった事例等もありまして、変更となったものでございます。

今後の見込みですが、用地取得の関係の見込みは1社のみでございまして、その他は設備投資が主でございまして。

雇用促進につきましても、これは増設ですんで、各社1名ずつと、変更する企業もありますんで、見込みとしては1名ずつ雇用を見込んでいっているような状況でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 本年度、奨励金というのが、1億6,000万円を超えるわけなんですけれども、経済波及効果というのをふやしてもらいたいと思うんですよ、市民から見れば。これまでは、この条例制定するまでは、本市の奨励金というのは全くなかったです。つくった以上は、これで少し企業誘致に弾みが今後ついていくし、あるいは、企業の規模拡大につながっていくと思うんですけれども、何とか、本当に経済効果上げるように、市としても行政指導してもらいたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 企業立地促進奨励金にかかります再々質疑にお答えしたいと思います。

まず、この奨励金の大きな経済効果の一つの雇用の関係ですが、先程今後の見込みについてのみ申し上げましたが、今年の支援企業全体の状況を申し上げますと、支援企業の直接的な雇用見込み総数は17名となっております。また、12月4日現在の支援企業全体の求人総数は29名というようなのが状況でございます。29名となっております。

また、奨励金対象外の進出企業さんを含めた、12月4日現在の求人総数は68名となっております。現状的には、非常に人材不足が深刻な状況というくらいで、雇用の確保が充分されているというような状況でございます。

また、設備投資に伴います、先程申し上げましたように、改修部分も含めまして、固定資産等、税金等でもかなりの額が上がっておりますんで、経済効果は大きいと思います。こういった状況、この奨励金を使いまして、今後とも、積極的に企業の誘致に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 次に行きます。第54号議案です。

新しい市立図書館が開設されて5年たちまして、引き続き、図書館の施設の管理を、東京都に本社があります図書流通センターグループに指定管理をするという議案であります。

前回は、かなりの業者が説明会に参加したし、確か3業者が応募して慎重審査をした結果、現在の業者が選定された経緯がありますけれども、今回についてのこの業者、図書流通センターグループを選定するに至った、審議の経緯についてで、これをお尋ねしたいと思うんです。

全国的に聞きますと、当初この企業に指定管理をしても、次は市の直営に戻すとか、あるいは、一部戻すとかいうところもあるようなんですけれども、市は、市の直営に戻すなんていうことも検討したのかどうか、それについての説明を求めます。

2つ目には、問題は管理指定料金なんですけれども、5年間で、1億9,340万円となっております。前回と同じなりに比較してみましたら、同額になっているんですけれども、この指定管理料が適正であったということについて、その辺の根拠が選定委員会の中でも、慎重に審査されて、これが適正ということになったのかどうか。

3番目は、市民からの声で、図書館の職員が入れかわりが激しいと、やっとなれたと思ったら、新しい人にかわっているというような意見もありますけれども、この5年間の指定管理を総括してどういう点がよかったのか、悪かったのか、問題なのか、今後のこれから5年間に活かされなければならない点だと思うけど、本当に検討されて、今回のこういう5年間の指定管理ということになったのか、仕様書などについても改善点があったのか聞きたいです。

それから、4番目は、図書館長、それから司書、やっぱり非常に大事なんですけれども、聞くところによりますと、非正規職員、パート職員が多いのではないかと、雇用条件が非常に厳しいために、すぐやめてしまう、講習受けて司書の免許取っても、すぐやめるといふ人もいると、などいろいろ聞いておりますけれども、そういう点で、雇用条件については、この5年間はかなり入れかわりがあったけれども、これから5年間というのはそういうことがないと言えるような、雇用条件の管理指定料になっているかどうか。

それから、5番目は、図書の購入についてであります。私たちが考えてみましたら、今まで前の図書館時代には、かなりの部分が市内の書店で図書を購入していたと思うんですけども、今回、資料が提出されておりますように、市内業者で購入するのはほんのわずかで、東京本社にある図書流通センターから購入しているということになって、これ問題だと思っておりますけれども、今度の指定管理業者と蔵書の関係についてはどのような取り決め、仕様書になっているのか、その辺を説明してください。

以上です。

○議長（安達 隆君） 教育庁総務課長兼地域総務一課長、安藤隆治君。

○教育庁総務課長兼地域総務一課長（安藤隆治君）

それでは、第54号議案の質疑についてお答えをいたします。

最初に、指定管理者選定までの審議の経過についてであります。まず、第1回選定委員会を8月24日に開催しまして、引き続き指定管理を継続することや、事業者の選定については、公募によって行うことが決定いたしました。次に、9月22日の第2回選定委員会におきまして、募集要項等の審議を行いまして、9月29日から募集について、市のホームページ等で発信し、約1カ月間の周知期間を設けましたが、1団体からしか応募がございませんでした。その後、11月9日の第3回選定委員会におきまして、プレゼンテーションを行い、事業計画等の説明を受けた後に、ヒアリング、審査を経て総合評価の結果、豊後高田TRC・日本管財グループが指定管理候補者として選定されたところであります。

なお、議員が言われる直営にすることは、検討しなかったかということでもありますけれども、開館前から直営か指定管理かという議論はした中で、いろんな面を考慮して総合的に判断しまして、指定管理というものとしたものでありまして、5年間やってきて、特に何かあったわけでもございませんので、直接に直営にかえるという議論はしておりませんが、指定管理を継続するということは、そのこと自体が直営よりも、指定管理のほうがよいという判断をしたということでございます。

次に、指定管理料の額でございますが、先程申し上げました審査の結果、選定された事業者の収支計画書をもとに、年額3,868万円に決定したところであります。また、この額については、もちろん選定委員会の中でも審議をいたしました。

次に、5年間の指定管理の成果ということでもありますけれども、図書館の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務を初め、各種事業の計画の実施においても、民間の専門的なノウハウを活かした運営によりまして、住民サービスの向上が図れたものと思っております。

なお、議員の言われる職員の入れかわりについてであります。現在では、以前一時的に見られたような退職等もなく、安定的に運営がなされていると感じているところであります。また、図書館職員は、現在常勤職員として、館長、チーフ、一般スタッフ4名、並びにパート職員1名であります。雇用条件につきましては、あくまで指定管理者との雇用契約でありますので、詳しいところまでは承知しておりません。

次に、指定管理業者と蔵書などの購入の関連についてであります。書籍の購入につきましては、仕様書の中で、資料整備委託として指定管理者と契約し、予算内で選書、購入を行うものと定めております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 今回は公募したけれども、1社しか応募がなかったということなんですけれども、業者の総合評価で、前回はこのグループが87.6点なんですけれども、今回はどういう評価になったのかどうか。

それから、個人情報の取り扱いについて、貸出本、誰々がどういう貸し出しをしたというのが、その都度削除されるようになっているのか、なっていないか、民間経営になりまして、情報が世界中に流れるということになれば、本人の思想問題がばれてしまうこととなりますので、その辺どうなんでしょうか。

○議長（安達 隆君） 教育庁総務課長兼地域総務一課長、安藤隆治君。

○教育庁総務課長兼地域総務一課長（安藤隆治君）

それでは、再質疑にお答えいたします。

今回は1社でありましたけれども、評価の点数は何点だったかということでもありますけれども、平均点が86点でございます。

それから、個人情報の関係で、貸し出しの本が削除されているのかということでもありますけれども、それは削除されていると考えております。

以上です。

12月12日

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 今度、指定管理料についてです。1億9,340万円が適正というのはどういう判断なのか、市民にわかりやすく、前回よりは6.78%上がっていると思うんですけども、この辺の根拠が、市民が納得できる形で説明してもらえませんか。

○議長（安達 隆君） 教育庁総務課長兼地域総務一課長、安藤隆治君。

○教育庁総務課長兼地域総務一課長（安藤隆治君）
それでは、指定管理料の額が適正かどうかということでもありますけれども、先程申し上げましたように、あくまで、応募のありました、そして、決定をいたしました業者の収支計画をもとに額を決定しております。その額につきましても、若干昨年度の28年度の実績から見ましても、100万円ちょっと上がっておりますけれども、やはり、このところ最低賃金も上昇であるとか、物価の上昇、今までの5年間よりも次の5年間は、一応それぐらいの増が見込めるということで判断しております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がありませんので次に行きますが、職員の関係なんですけれども、資料で示されましたように、当初は6人の雇用だったのが、この5年間の内に退職者が10名だということで、新しく雇用全部合わせまして、5年間の雇用というのは17人ですか。よその企業とか、あるいは、世間の職場では全く考えられないことでしょうか。

特に、司書の関係というのは、本当に市民のニーズに答えて迅速に対応してもらわなければならない大事な方々なんです。だから、これだけ入れかわりがあるということは、給料が安いとかボーナス、各種手当などが、考えられないぐらい低いんじゃないかということが心配されるんですけど、そういう今度収支計画書が出て、収支計画書に基づいて指定管理料が決まるわけでしょう。

こんなに入れかわりが激しいという状況から見て、本当に指定管理で基礎になっている、そういう金額が働く人たちに払われているかどうかという点が、疑問を持つんですよ。そういうのをちゃんと掌握して問題があれば自制させるようにしているのかどうかですね、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（安達 隆君） 教育庁総務課長兼地域総務一課長、安藤隆治君。

○教育庁総務課長兼地域総務一課長（安藤隆治君）

それでは、雇用関係についてお答えいたします。

今までやめられた方の詳しい理由というのは、もちろんつかめておりませんが、やめる方はやめる方で、それぞれの考えがあるものと思います。それでですが、要は採用当時から雇用条件を納得した上で、それぞれでされているわけでありまして、それはそれぞれ個人の考えだと思いますし、先程申し上げましたように、以前、一時的には退職もありましたけれども、このところは、退職もかなり少なくなっている状況であります。

それから、賃金等の待遇の関係ですけど、今回、向こうのほうから出されました計画書を見ましても、人件費も100万円ほど約プラスになっておりますので、そういった改善も対処なされるものと感じております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） それでは、その収支計画書の中で、これから5年間というのは、正規職員は何人で、その内、司書の資格を持っている人が何人、非正規雇用、アルバイトなど、あるいは派遣などが何人というようなことになっているのか。原則としては、地元雇用に優先されるということになっていると思うんですが、その辺もこの指定管理料の中に含まれているかどうか。

○議長（安達 隆君） 教育庁総務課長兼地域総務一課長、安藤隆治君。

○教育庁総務課長兼地域総務一課長（安藤隆治君）

それでは、大石議員の再々質疑にお答えします。

要は、人件費の関係が、指定管理料に含まれているかということではありますが、もちろん、そういうものも見込んだ中での指定管理料でございます。

そして、今後5年間の人員配置の関係でありますけれども、一応向こうからの計画であれば、館長、チーフ、先程言いましたスタッフ4名とパート職員が2名の8人体制ということで計画が出ております。それから、雇用の関係は、今までどおり、基本的に市内の方を採用するというようになっております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 図書館の5番目の問題で、図書を購入についてなんですけれども、資料をもらいましたけれども、決算で計算しましたけれども、平成25年で1,600万円、26年で1,460万円、27年で1,335万円、28年で1,300万円を支出しているんですけ

れども、その内の大半が、東京本社にあります図書流通センターから購入していることになっています。

やっぱりこういう管理指定をすることによって、一番被害を受けたのは書店が、図書館が継続的なお得意さんだったんだけど、地元の書店で購入できなくなったという一番被害を受けていると思うんです。それで、図書を買うというのは、市民の税金で買うわけなんです。ところがそのお金は東京の企業の懐に入るといえるのは、市民は納得できないと思うんです。

地産地消が叫ばれて、やっぱり地元産業、地元企業を育成をするということが、今、大事な点でしょ。そういう関係で、私も、土建業者についても市外じゃなくて地元業者優先ということで、入札問題議論何度もしてきましたけれども、そういうことでいくなれば、図書購入についてもやっぱり地元優先をすべきだと思うんです。

それが、今度の指定管理の条件で、地元ではほんのわずかしか買いません、あとはあなたから買いますよ、そういう指定管理の契約内容にあるのか、その辺、仕様書ではどうなっているのか、もっとやっぱり地元の書店で、地元で購入できるんですから購入をさせるように、改革すべきじゃないかと思うんです。その辺どうなのか。

それから、もう一つは、除籍本、もうこれ要らなくなったということで除籍して、新しいの買うというのが、この企業の東京本社の企業がこれは除籍しようやと、また新しいの、うちがおさめりゃいいということになったら、税金の無駄遣いなるんです。

除籍をするというのは、誰の判断でするのか、教育委員会の自主的な判断が示されているのかどうか。いわゆる管理運営も企業に任せる。新しい本を買うのもその企業にやらせるとなれば、そういう形で、例えば悪く言うならば、在庫がいっぱいあるから、早くこっちの出して、うちのを入れようというようなことだって、起りかねない、そういう仕組みじゃないかなって疑問を持つんです。そういうことあってはならないと思うんで、その辺はどうなのか、もっともっと市の教育委員会の自主的な判断が活かされるようにすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 教育庁総務課長兼地域総務一課長、安藤隆治君。

○教育庁総務課長兼地域総務一課長（安藤隆治君）

それでは、議員の再質疑にお答えします。

まず、市内業者で買ったかどうかという話であり

ますけれども、これも、先程申し上げましたように、指定管理者と契約することが仕様書の中にうたわれておりますし、今までその議論ありましたけれども、なかなか大量の書籍の購入になりますし、選書の支援、それから装着品もかなり必要になります。

そうしたものの経費もやはり大手のほうが金額的に少ないし、これが上がれば上がるほど、また指定管理料ふえますので、これまた、市民の方に迷惑がかかるということになると思います。

除籍の関係でありますけれども、選定の検定ももちろん市が持ちますし、除籍の判断も市のほうがいたします。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がないから次に行きます。

第55号議案は、真玉のB&G海洋センターの施設管理の指定管理料についてでありまして、5年間で2,903万3,000円となっているようでありまして、この辺の管理の内容や、その金額が適正であるかどうかということについて、説明してもらいたいと思います。

○議長（安達 隆君） 教育庁総務課長兼地域総務一課長、安藤隆治君。

○教育庁総務課長兼地域総務一課長（安藤隆治君）

それでは、大石議員のB&G海洋センターの指定管理の関係です。

要は、指定管理料の関係でございますが、今までのこの3年間の指定管理を実施してきた中の実績、それから、今回またこちらのほうから出されておりました収支計画、そういったものを総合的に判断いたしまして、この額を決定しております。

年度別の額につきましては、来年度613万3,000円、これは来年度スタッフの中で、資格の取得にいかないかなければならないものがございますので、その方の旅費、その他で約30万円ほどかかりますので、その分が来年多いんですが、31年度以降につきましては、572万5,000円ということで、平成28年度以前の実績よりも額は若干下がっております。それは実績等によって判断いたしました。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 次は、第56号議案のスパランド真玉の施設の指定管理についてでありまして、これも前回と同じ金額、年間でいったら1,300万円の

12月12日

管理指定料ということになっておりますけれども、これが適正という根拠を示してもらいたいと思うんです。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 第56号議案公の施設スパランド真玉の施設管理の指定管理についてのご質疑にお答えいたします。

スパランド真玉の施設管理者につきましては、指定管理制度に移行してからずっと、第三セクターの株式会社スパランド真玉が、運営を担ってまいりましたが、類似の温泉施設との競合や、低料金での温泉サービスの提供などもありまして、慢性的な赤字体質が続いております。

過去5年間収支を振り返りますと、指定管理料は年間1,300万円で推移しておりますが、平成25年度が24万9,000円の赤字、平成26年度が1,198万1,000円の赤字、平成27年度が342万1,000円の赤字、平成28年度が375万7,000円の赤字となっております。

このような状況の中、施設の安定的な存続を図るためには、抜本的な運営体制の見直しが必要であったことから、昨年度の下半期より経営改善支援業務をコンサルに委託し、運営の改善を図ってまいりました。

本年度、現在の指定管理者であります株式会社スパランド真玉との契約期間が、最終年度の5年目となることから、より効率的な運営体制の確立を図るため、指定管理者の公募を行うこととなり、去る10月に約1カ月間指定管理者の公募を行ったところでございます。その後、審査、選定など手続を進めてまいり、本定例会に新たな指定管理者の候補として、ご提案させていただくものでございます。

提案者のプランニングサポートの運営計画では、指定管理料はこれまでと同額でも、営業利益は出せるというような運営体制を目指す、という心強いものとなっております。真玉温泉は国東半島で最も歴史のある古湯であり、県内に数少ない良質で貴重な飲泉としても紹介されるなど、市民にとっても、観光客の皆様にとっても大変大事な施設でございます。

そのため、今後とも多くの皆様に安心して、ごゆっくり楽しめる温泉施設として、安定的な運営ができるよう市としても支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 今度新しい業者に指定管理

をお願いすることになる。実際収支計画などでは、これまでどおりの運営でも利益が出せるというように、説明があったそうでありますが、市民の声を聞いてみますと、ことしの9月に開かれた敬老会、従来もスパランド使っているんですけども、今回からは、料理がその施設でつくったものじゃなくて、ある市内のスーパーから持ち込まれた折りに変わったと。大事な敬老会のお祝いになんゆうことかということで、相当不満があって担当課にも苦情が届いていると思うんですけど。

それから、私どもの地区の敬老会も実施したことありますけれども、これまでは必ず全員の記念撮影を撮ってくれて、帰りには皆さんにお渡しするというサービスもあったんですけども、これもなくなりました。

経営者がかわったら、変わったんやないかということで批判があるんですけど、実際経営者かわってないんですよね、そうなってくると。

今の課長の説明では、これまでどおりの運営をしても利益は充分出るといえることになれば、この辺、市民の苦情がありますので、従来どおりサービスを徹底してもらいたいと思います。料理もそうしてもらいたいと思うんですよ。市民の大事な敬老会の料理がお粗末になるというのは、問題あると思います。できるかどうか、この指定管理料の中で、その辺どうでしょうか。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) それでは、再質疑にお答えいたします。

本年度のスパランド真玉で開催されました敬老会におきまして、議員ご指摘の苦情、要望等があったことにつきましては、お聞きしております。スパランド真玉が今後とも市民の皆様の憩いの場として、また、敬老会等ご利用いただける方にも安心してご利用いただけるよう、また、観光拠点として多くの皆様にご利用いただけますよう、サービス向上に向けまして、必要に応じて協議を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) あと2つありますんで、時間内には質問を終わりたいと思いますんで、要領よく答弁をお願いします。

第62号議案は、簡易水道と市の水道事業を統合するという条例の整備でありますけれども、若干、市

民にとってどういう変化が出るのかなど、簡単に説明してもらいたいと思うんですが。

○議長(安達 隆君) 上下水道課長、早尻真一君。

○上下水道課長(早尻真一君) それでは、第62号議案の質疑についてお答えいたします。

今回の条例改正は、簡易水道事業を水道事業に統合するもので、事業者である市側の事務的な部分の変更を行うものでございます。水道使用者の皆様には、これまでと同じように、料金面でも、手続面でも何ら変更はございません。

それでは、事務的な部分の変更点と、すでにこれまで実施してきた水道事業の統合の取り組みについて、ご説明させていただきます。

まず、予算及び決算について、一般会計と同じ方式の単式簿記でお金のやりとりをしている簡易水道事業特別会計の部分は、複式簿記である水道事業会計の中に取り込み一本化をします。これによって、これまで別々の会計システムで、それぞれ処理していた経理、契約事務を水道事業一本に統一することができます。

また、料金の調定と収納について、料金体系と電算システムはもともと同じものですが、2種類の伝票様式が1種類に簡素化されて、料金の集計管理する預金通帳も1つになり、事務の効率化を図ることができます。

さらに、これまでの取り組みとして、施設整備については、平成22年度から28年度まで、国庫補助事業である簡易水道再編推進事業を取り入れ、水源井戸や配水池の統廃合、クラウド型遠隔監視システムの整備等による、維持管理の合理化も実施してまいりました。

このように、今回の水道事業の統合は事務の効率化や、施設管理の合理化等によって、経営の安定を図ることを目的とするものでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 今、市民に対しては影響ないと、事務的なことだと述べられましたけれども、心配されるのが、会計上、簡易水道であるならば、どうしても赤字が出た場合については、一般会計からの繰り出しが自由にできる、法的には。

ところが、一本になったら、赤字になったからといって、一般会計からの繰り入れが、法的には原則禁じられていると思うんで、全体的には、簡易水道の今後の修理代とかいうのに経費がかさんだ場合

に、全体の水道料金が増額になる、そういうおそれがないかどうか、それは全く心配ないということはどうなんでしょうか。

○議長(安達 隆君) 上下水道課長、早尻真一君。

○上下水道課長(早尻真一君) それでは、再質疑にお答えをいたします。

簡易水道事業を水道事業に統合した場合、どのような経営状況になるかということ、今後10年間なんですけど、試算をしております。

これは、県を通じて国のほうにも報告をするんですが、その中ですでに簡易水道を上水道事業に統合している先進地事例もあるんですけど、そこでは、どういうふうな一般会計からの繰り入れをしているかということ、まず国のほうで認めている簡易水道で起債をかけた簡易水道の事業債、これは2分の1までは一般会計から繰り入れてもよいと、それと、国の基準ではないですが、先進事例として、過疎債を簡易水道事業には借りております。

この過疎債については、7割が交付税の措置がありますんで、その7割分を一般会計からのほうから統合した水道事業会計に繰り出すと、そういう先進事例等ありますので、そのような先進地事例を参考にしながら、収支を行ってございまして、その中では、今後10年程度は、国の補助制度等がそのまま維持されるという前提では大丈夫であろうと、そのように考えています。料金においても、できる限り据え置きでいこうと考えています。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 最後に、報第12号についてであります。

今回は、市の市役所の駐車場において公用車が事故を起こしたと、補償金が約31万円、これで示談が整ったということなんですけれども、職員の酒気帯び運転とか、飲酒運転などはあってはならないこと。私たち議員にとっても、当然のことですけれども。

今回の事故はそういう事故ではありませんけれども、市の駐車場で公用車が、市民の車に衝突するというのは、やっぱりあってはならないことなんですんで、今後の教訓にするためにも、どういう事故だったのか、ただ、バックしおって云々という事故で31万円というのが、普通一般的に考えたら、物すごく高いなど、損害賠償だとか、思うんですけれども、どういう内容なのか、今後そういうことのない

12月12日

ように、職員も私たちも気をつけないかん問題ですので、どのようにこれを活かしていくという点について、説明してもらいたと思います。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 報第12号に対しますご質疑にお答えいたします。

公用車の事故につきましては、今回もご報告する事態となりまして大変申し訳なく、相手の方そして市民の皆さんに対しましておわびをいたします。

今回の事故でございますが、職員が市役所駐車場にとめてあった公用車を前進させようとしたところ、ギアが充分に入っておらず、ニュートラルになっておりまして、駐車場に若干の勾配があったことから、公用車が後進してしまい、駐車してありました相手方の車の後方部分を損傷させたという物損事故でございます。

激しい衝突ではありませんでしたけれども、公用車のほうが2トントラックだったことから、相手側の普通車の損傷が激しく費用がかさみまして、修理代と修理期間中の代車費用を賠償したものでございます。なお、公用車側の修理は、必要はございませんでした。

原因につきましては、ギアの確認不足によるものでございます。交通事故につきましては、ちょっとしたミスや見落としが原因となることが多いことから、引き続き職員に対して強く注意喚起を行い、安全運転を徹底していきたいと考えてところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 職員に対して、この前も臨時福祉給付金の問題で、徹底したということなんですけれども、こういう交通事故も未然に防いでいくという点でも、特に、公用車、通勤中というか、公用車の事故という問題なんで、これまでも何回もありましたけれども、どのように職員に徹底する方法をとっているのか、定期的に何回か実施するほうが効果上がると思うんです。

確かに公用車については全く損害はなかった、あるいは、けがもなかったということなんだけども、いつどういう事故があるかわかりませんので、特に、飲酒運転、酒気帯び運転というのは、全国的に大きな問題になっておりますので、そういうことのないように、繰り返し徹底してもらいたと思いますがどうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 議員の再質疑にお答えをいたします。

これまでも、何度かこういう事故がありまして、対策を徹底してまいりましたけれども、具体的には、事故防止を強化するという観点で、全公用車に注意喚起のステッカーを貼ったり、それから課長会では、毎回交通事故の徹底を図るように、私から、もしくは市長から、全職員につながるように伝えております。

今回もそうなんですけれども、事故のあった職員の担当課長から事故の内容を報告しまして、全職員に情報共有をして、事故防止に努めたいというふうに思っております。

今回についても、12月の課長会議において、その情報共有しましたし、年末年始に向けて、全職員に対して改めて交通安全の徹底を伝えたところでございます。

以上でございます。

○18番（大石忠昭君） 終わります。

○議長（安達 隆君） 議案質疑を続けます。4番、甲斐明美君の発言を許します。4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 皆さん、おはようございます。4番、日本共産党の甲斐明美です。

議案質疑をしたいと思います。

第49号議案について、補正予算4項目について、初めに質疑いたします。

施設型給付費について、1つ目は、保育士等の施設型給付費が4,556万4,000円の予算が提案されています。国の定める公定価格の改善と保育士の処遇改善加算の創設ということですが、保育士の処遇がどう改善されようとしているのか。

2つ目は、本市で影響のある保育士の人数と具体的な給料の増額についてお尋ねします。

保育所緊急整備事業について、1つ目は、1,995万1,000円の予算が提案されています。国の補助基準額の増額改定に伴うということですが、どのような内容でしょうか。

2つ目は、本市では保育所の整備についてはどのようにする計画でしょうか、お答えをお願いします。

3番目として、救急医療対策事業についてです。今回は、補正予算として不足分の50万円が提案されております。救急医療を担う医療機関の救急医療に対する運営補助金はどれくらいか。本市の負担割合はどれくらいか、お尋ねします。

4番目には、水田畑地化園芸作物導入支援事業について、土壌改良資材の導入支援ということで45万円県から予算提案されていますが、どの地域でどれくらいの面積でしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の第49号議案の内、施設型給付費についてのご質疑についてお答えいたします。

今回計上いたしております、4,556万4,000円につきましては、国が定める施設型給付費の基準となる、公定価格の単価改正分として2,680万6,000円、技能経験に応じた保育士等の処遇改善加算分として1,875万8,000円を計上させていただいているものでございます。

改善の内容につきましては、まず、公定価格の単価改正分において、民間保育園などに勤務する全ての職員を対象とした、月額6,000円程度の処遇改善が行われるものでございます。また、今年度より新たに創設された技能・経験に応じた保育士等の処遇改善が、処遇改善加算分において対象となる保育士等に対して、月額5,000円から4万円の処遇改善が行われるものでございます。

次に、本市で影響のある保育士等の人数及び給与の増額につきましては、公定価格の引き上げにより、月額6,000円程度改善される対象者は142名を予定しております。また、処遇改善加算により、月額5,000円から4万円の改善が行われる対象者は、59名を予定しているところでございます。

次に、保育所の緊急整備事業についてお答えします。

本事業は、河内保育園の老朽化に伴う改築による保育環境の整備に要する費用の一部を補助する事業でございます。本年度、国の補助基準額の増額改定が行われたことに伴い、増額分として1,995万1,000円を計上させていただいているものでございます。

改定内容につきましては、本体工事費2,255万円、特殊附帯工事費34万円、設計料114万4,000円の増額改定に伴い、合計2,403万4,000円となりますが、解体撤去工事費については、計画変更により不要となりましたので、408万3,000円を減額し、差し引き合計1,995万1,000円を計上させていただいております。

次に、本市の保育園の整備計画につきましては、保育環境の充実を図る観点から、平成26年度より順

次各保育園において改築を実施していただいております。

平成26年度は封戸保育園、平成27年度は和光保育園、平成28年度は真玉保育園、そして今年度は河内保育園で整備を進めており、来年度は、城台保育園を予定しております。これにより、民間移管をいたしました香々地保育園を除く市内全ての保育園において、環境整備が完了することとなります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長（伊南富士子君） 続いて、私のほうからは、第49号議案の救急医療対策事業についてのご質疑にお答えいたします。

この事業は、平日の夜間、日曜、祝日の救急医療を受け入れる二次救急医療機関である宇佐高田医師会病院に対し、運営費の補助を行うもので、国と県が3分の1ずつ、そして残りの3分の1を宇佐市と豊後高田市が支出することになっておりまして、本市の支出額は、これまで約330万円でございます。

宇佐市と豊後高田市の負担割合は、人口割などから算出されておりまして、概ね宇佐市が7割、豊後高田市が3割となっております。今回、国からの補助金が403万8,000円減額されたことに伴い、その分を県と市がそれぞれ201万9,000円ずつ負担することになりました。その結果、県と市の負担内訳は、県が1,242万7,000円、市が1,242万7,000円となりまして、市が負担する1,242万7,000円の内、宇佐市が7割の869万9,000円、そして本市が3割の372万8,000円を支出することになったため、50万円の増額補正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、藤原博文君。

○農業ブランド推進課長（藤原博文君） 第49号議案の内、水田畑地化園芸作物導入支援事業のご質疑についてお答えいたします。

本事業は、本年度実施します、農地耕作条件改善事業における水田の畑地化により、従来のお米からより収益性の高い白ネギへの転換に取り組む生産者に対し、土壌を肥沃にするために、土壌改良資材として堆肥などを投入する経費を支援するものであります。

議員ご質疑の実施内容につきましては、場所は中真玉地区で2カ所であり、規模は3ヘクタールを計画

12月12日

しております。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1番の施設型給付費について質疑します。

この数年、保育士の処遇改善が言われ始めました。待機児童が多く、保育士の確保のため、政府も腰を上げたようです。

今回の施設型給付費は、実質保育士の給料と考えてよろしいのでしょうか。

資料の3ページの8を見ますと、改善予定者が59人が1,875万8,000円ということになっております。これを単純に割ると1人31万円ぐらいになりますけれども、これは年間のものでしょうか。それとも、残りの月数で割ってよろしいのでしょうか。

この上の公定価格の分も、同じように質問したいと思います。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の再質疑にお答えします。

保育士の処遇改善でございますけれども、まず、資料の公定価格の単価改正分につきましては、2%相当額、概ね6,000円程度を、市内職員数142名おられますけれども、概ね6,000円程度は改善される、あくまで予定でございます。その辺の判断は、民間施設の経営判断となるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、イの経験に応じた保育士等の処遇改善加算分、これにつきましては、市内6園で改善予定者数59人を予定しております、これにつきましては、先程ご答弁申し上げたように、4万円の改善のなされる方、それと5,000円改善なされる方、それと月額5,000円から4万円の処遇改善がなされる方に分かれて、改善がなされる予定となっております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 改善がなされるということはわかりましたけれども、これが年間というか、4月にさかのぼって支給されるものでしょうか。また、パート職員にも出るのでしょうか。これらの改善というのは、全員の職員に公表するものでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員

の再々質疑にお答えします。

この改善につきましては、公定価格、それと処遇改善加算分含めまして、国の制度に基づき、4月にさかのぼっての適用というふうになっております。

それと、金額について、公表するとありますけれども、これはあくまで民間保育園において、対象者の選任をしていただき、事業所における発令事項というふうになっております。ですから、個別にどうのこうの公表という形はございません。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） これまで、保育士の処遇というのが余りよくなかったんですけども、よくなってきて大変うれしいと思っております。

2つ目の保育所緊急整備事業についてお伺いしますが、資料4ページの9にありますけれども、今回は1,995万1,000円の補正ですけども、解体工事費用が計画変更によって要らなくなったということなんですけれども、私の近所なので見ましたら、保育園今もやっておりますので、その分は解体しなくてよくなったというようなことなんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の再質疑にお答えします。

資料の解体撤去工事費の計画変更による不要という形で表記させていただいておりますけれども、河内保育園におきまして、現在、建築が進んでいる状態でございますけれども、既存の園舎において、年度内において、解体ができないというふうに、子どもさんをそれまで受け入れるスケジュールからして、年度内に解体ができないということでございますので、補助対象外となったものでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） わかりました。

再々質疑をいたします。

新しく児童をふやす予定はあるのでしょうか。この緊急整備事業、特に、今回ですね。今後、本市は待機児童とかいうことはなく、全員、正確なところわからないんですけども、全員入れるのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の再々質疑にお答えします。

現在、先程ご答弁申し上げたように、市内民間保育園において、順次整備が進められております。来年、城台保育園が改築されれば、市内民間保育園全てが新しくなるものでございます。

なお、香々地保育園においても、これは平成7年度に建てられたものでございますので、民間移管の際に市のほうが全て改築を行っており、今後、当面の間は改築しなくても、充分耐え得る施設となっております。

そういった中で、園児の皆様方がより良好な保育サービスの中で受け入れ可能なように、今整備を進めており、各民間保育園の皆様のご努力によって、定員のほうも順次上げていただいたり、受け入れに支障がないように行っているところでございます。

そういった中で、今現在も含めて、豊後高田市においては、全国で問題になっているような待機児童の発生は、現在のところございません。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 次に、救急医療対策事業についてお尋ねします。

これまで320万円台でしたけれども、ことし50万円多く補助をしなければならなくなった理由は、先程の答弁でわかりました。救急医療は大事なことで、ぜひとも、これからも充実できるようにお願いします。

次に、4番目の水田畑地化園芸作物導入支援事業についてです。

再質疑します。県が推奨している水田から畑地への変更ですけれども、公的資金を入れて畑地化しております。今回土壌改良資材までいただけるということで、とても有利だと思いますので、ぜひ農業される方はしっかりいいネギを、ネギかどうか正確なところわかりませんが、多分ネギじゃないかと思えます。いいネギをつくってほしいと思えます。

今後もこのような支援など続くのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、藤原博文君。

○農業ブランド推進課長（藤原博文君） 甲斐議員の再質疑にお答えいたします。

この事業は県の事業でありまして、それにのっ

て市として取り組みを進めております。来年度につきましては、まだ、県のほうの予定といいますか、計画が現在のところ不明であります。県と連携をして、白ネギの推進は進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 次に、第57号議案です。公の施設の指定管理者の指定ということで、豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場のことです。

長崎鼻リゾートキャンプ場には、多額の予算で整備しているところだが、収入と支出のバランスと指定管理料についてお聞きしたいと思います。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 第57号議案公の施設長崎鼻リゾートキャンプ場の指定管理者の指定についてのご質疑にお答えいたします。

ご案内のとおり、長崎鼻リゾートキャンプ場は岬の美しい自然景観に恵まれ、春の菜の花、夏のヒマワリといった花公園整備と、著名な芸術家による数々のアート作品の設置による花とアートの岬としての整備が進むとともに、海辺の新たな活用方策としてのパーフェクトビーチ事業など、周年利用型の主要観光スポットとして、各種の整備が進められております。

今回、ご提案いたします指定管理者の指定につきましては、主にキャンプ場運営に係るものであります。主な収入といたしましては、施設利用料と指定管理料でございます。現在、周年利用型のコテージ2棟を整備中でございまして、来年度は、当該コテージの利用増を見込んでおります。支出といたしましては、宿泊受付や清掃業務など、施設の運営管理に係る人件費や、施設利用に係る光熱費、浄化槽の保守等の維持管理費用が大半でございまして、コテージの増加に伴います消耗品等の増加や、施設の老朽化に伴う修繕料等の増加等を見込んだ収支計画となっております。

なお、現在、取り組んでおりますパーフェクトビーチ事業につきましては、国の地方創生推進交付金を活用して、官民共同の推進協議会を立ち上げ、その協議会が実施主体となり、3カ年計画で主に海水浴場周辺を中心とした環境整備、キャンピングトラレーの活用モデル事業を進めているところでございます。

長崎鼻のこれまでの取り組みによって、大きな集

12月12日

客効果も図られております。滞在型観光を進める上で、重要なスポットとして適正な管理の下、魅力ある観光地としてさらなる磨きをかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 再質疑します。

施設利用料、入場料も順調にふえてはいますけども、昨年に比べて支出の需用費のところ、1.5倍にふえています。消耗品とか修繕費がかかると言われましたけれども、10万円以上のもは市がみてくれるということですが、どんな修繕が考えられるのか、また、予定されているのか、教えてください。

次に、環境整備委託というのがなくなっておりますが、昨年度に照らし合わせますとありませんが、委託費も半分になっています。これはどういうことでしょうか。

その他というところで、昨年度に照らし合わせますと、88万5,000円とふえております。これはどういうことでしょうか。お答えをお願いします。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) それでは、長崎鼻についての再質疑にお答えしたいと思います。

まず、修繕料等の増加でございますが、先程も答弁の中で、修繕料等の増加につきましては、長崎鼻の施設がかなり設置してから老朽化が進んでおまして、毎年いろんなところが修繕が必要というような状況となっております。コテージもふえますし、いろいろ水道の配管とか、機械とかいろいろありますので、そういったものの突発的な事象に耐えられるために、修繕料をちょっと多目に見込んでおります。

それと、環境整備委託料がなくなっているということでございますが、これにつきましては、主にエアコンが非常に老朽化をいたしておまして、その取りかえ等を行いまして、その年度だけ環境整備委託料という形で、別途委託をふやしたものでございます。したがって、それが昨年度、平成28年度のみを設定ということで、それ以降は見込んでおりません、という状況でございます。

また、その他の増加につきましては、運営形態の金額も上がってきておまして、消費税等の納付とか、そういった公課的な支出もふえておりますので、そういったものを見込みましての増額となっております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 平成27年度は指定管理料が300万円、28年、29年となって、350万円というように変わっております。このその他というのがとても気になりまして、300万円から350万円に上がることによって、50万円というのが、その他に余っていくのではないかな、そういうふうに考えられるんです。何だったら300万円でもよかったのではないかと思うものです。

そして、長崎鼻リゾートキャンプ場というのは、長崎鼻はとても広くて、花と海、キャンプとか、多くの事業が別形態であるということですね。長崎鼻リゾートキャンプ場は、その中のどの部分で指定管理をしているのか、教えてください。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) それでは、長崎鼻キャンプ場の再々質疑にお答えいたします。

指定管理の施設の範囲ですが、基本的には、先程申し上げましたが、キャンプ場全体、海水浴場からキャンプ場全体の指定管理料ではございます。

ただ、先程申し上げましたように、現在、海辺のビーチ周辺を中心にパーフェクトビーチ事業という事業を導入しております。この関係で、この事業を実施しているキャンピングトレーラー等が主なものですが、そういったモデル事業での運営形態を運用している関係で、先程言いました海辺のキャンピングトレーラーとか、ビーチ周辺での事業につきましては、この事業実施期間中につきましては、事業の推進協議会のほうの収入にしていると、したがって、その期間においては、キャンプ場上のコテージ等の管理運営、整備が主というような形になっているところでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 第57号議案は終わります。

次に、第61号議案です。豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正について質疑します。

1つ目は、条例にコテージ(大人5人用)1棟1泊20,000円を入れて改正するとなっておりますけれども、この料金に設定した根拠。2つ目は、宿泊施設としてトレーラーハウスも設置しているがこの施設は条例には入れなくてよいのか、先程もちょっとありましたけれども、お尋ねしたいと思います。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 第61号議案長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正についてのご質疑にお答えいたします。

先程も申し上げましたが、現在、長崎鼻リゾートキャンプ場につきましては、複数の事業が同時に進行しております。今回、地方創生拠点整備交付金という、ハード整備に係ります国の交付金を活用いたしまして、キャンプ場内に恒常的な建物を整備することから、今回の条例改正を行うものでございます。

現在、建設中の2棟のコテージにつきましては、既存のバンガロー等にはないキッチン、風呂、トイレも完備した年間を通して利用できる施設でございます。

近年、都市部の若者を中心に人気となっています。グランピングを入れイメージした、快適なアウトドアが楽しめる施設を予定しております。料金につきましては、キャンプ場の既存のログハウス、市内外の類似施設等の料金を参考にして設定したものでございます。この料金の範囲内で、指定管理者が金額を設定することとなります。

次に、トレーラーハウスについてでございますが、先程申し上げましたように、国の交付金を活用して、現在、官民共同の推進協議会が主体となって、3年間のリース契約で導入し、モデル的に運用しているものでありまして、その利用等につきましては、推進協議会の事業費のほうに含まれており、指定管理施設の運営とは別の取り扱いとなっております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再質疑します。このコテージが1棟1泊2万円ということですが、他市で同じような施設でどれくらいの料金を取っているのか、わかりますか。

私は、このコテージ、お風呂ありますけれども、温泉でもなく、夏も冬も使えるということですが、夏も冬も同じ料金では、少し高いのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、再質疑にお答えいたします。

類似施設等の料金等についてでございますが、県内の他市の状況を見ますと、若干収容人員は異なりますが、1万8,000円から、高いところでは、3万円程度のものがあります。同種の1万8,000円というようなものもございまして、内容によって若干のばら

つきがありますが、やはり2万円程度の料金は取っているというのが多いということでございます。

また、このコテージにつきましては、やっぱりリゾート感覚を味わっていただけるよう、内装、お風呂とか、キッチン等もかなり内装凝っておりまして、料金に見合うような、ご満足いただけるような建物になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） これで、私の議案質疑は終了します。ありがとうございます。

○議長（安達 隆君） 議案質疑を続けます。1番、安達かずみ君の発言を許します。1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 議席番号1番、公明党の安達かずみです。

先程の大石議員の質疑と重なりますけれども、もうちょっと詳しくお聞きしたいので、第49号議案の内、商工業振興事業（起業チャレンジ支援事業）についてお伺いいたします。

軌道に乗って、長く起業された事業が続くためのアフターフォローについて、先程もお答えがあったんですけど、もうちょっと詳しく具体的な支援がわかれば教えてください。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、第49号議案の内、起業チャレンジ支援事業についての議案質疑にお答えいたします。

起業チャレンジ支援事業の制度及び実績につきましては、先程大石議員にご説明申し上げたとおりでございます。

具体的なフォロー、支援の方法についてでございますが、創業を希望する方の約7割が移住者及びUターン者の方で、年齢、業種、家族構成、資金面など、お一人お一人その状況が違いさまざまでございます。そのような状況を詳しくお伺いしながら、商工会議所、商工会、金融機関と連携しながら、経営が安定するように創業計画を策定しておりまして、また、飲食業でありますと、空き店舗の紹介や、仕入れ先の生産者のご紹介など、創業希望者と一緒になって支援を行っております。

また、創業後も、子育て世帯や融資がある創業者につきましては、随時訪問し、経営状況の確認を行っておりますし、新聞社への掲載依頼や、観光協会へのホームページ等での紹介など、多面的な支援をし

12月12日

ております。今後につきましても、創業希望者の夢をかなえるため、創業支援を積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） これも、先程の大石議員の再質疑の中でも追及していたようなんですけども、その辺のところのお答えが余りわからなかったもので、もう一度お聞きします。

市民の方も大変ご心配されている点だと思うんですけども、移住者に対する補助金ということになっているのに、今、自分が豊後高田市に住んでいるけれども、一旦外に出て市外の人になって、それから、移住者として、また豊後高田市に入ってきて、移住者としての補助金をもらうなどという人が出てこないのか、また、起業したけど、うまくいかないからすぐにやめて、また補助金のもらえる市に移って、またそこでというような、悪いこととか、補助金を目当てにした不正のようなものが出ないのかというご心配をされている方もいらっしゃると思います。

その点についてのこの事業の対象者に対する条件というか、規定のようなものがあれば、教えてください。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、起業チャレンジにつきます再質疑にお答えしたいと思います。

一旦転出して、またウエルカムの支援をもらう不正に対する対応についてでございますが、そういった不正等を防ぐためにもございまして、ウエルカム支援事業では要綱の上で、市外に転出した期間が4年未満の場合は、ウエルカム支援対象とならないという規定を設けてございますので、この規定によりまして不正を防ぎたい。

また、もちろんいろいろ審査の過程で、状況もお聞きいたしますので、そういったことを含めまして、不正の防止に努めてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 今の市外に移り住むということがお答えいただいたんですけども、もう一つ、うまくいかなかったら、もうすぐにやめてっていう、そこら辺はどうなんですか、何年しないといけないとか、そういうのは、例えば起業したら、何年はここにいないといけませんというような、そう

いう決まりはないんですか。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、再々質疑にお答えいたしたいと思えます。

起業チャレンジの中では、創業して何年間はいなければいけないという明確な規定はございませんが、そういった継続安定的な運営ができるよう、先程も言いましたように、丁寧なフォローを行っております。

ちなみに、これまでの実績を申し上げますと、平成26年度からこの事業は始まっておりますが、延べ今まで31件の支援を行っておりますが、その中で、業績不振による休業等につきましては、休業が1件、市外の転出が1件、という2件となっております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） そういう例がとてもわかりやすかったです。ありがとうございます。

以上で質疑を終わります。

○議長（安達 隆君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、第49号議案から第62号議案まで、第5号報告及び第6号報告、については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、明日、午前十時に再開し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安達 隆

豊後高田市議会議員 松本 博彰

豊後高田市議会議員 河野 徳久